

## 教育振興基本計画 抜粋

### 教育振興基本計画

平成 30 年 6 月 15 日

閣議決定

この計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に基づき、国会に報告するものである。

## II. 教育 をめぐる現状と課題

### 2. 社会の現状や 2030 年以降の変化 等を踏まえ 取り組むべき課題

#### (2) 教育をめぐる状況変化

p. 11

##### (家庭の状況変化)

○ 家庭の状況に目を向ければ，三世代世帯の割合が低下し，一人親世帯の割合が上昇傾向にある。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ，子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い，親子の育ちを支えていくことが重要であるが，このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い，子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも<sup>41</sup>，身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されている。

## IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

### 1. 夢と志を持ち，可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

p. 23～24

##### (家庭・地域の教育力の向上，学校との連携・協働の推進)

○ 家庭教育は，保護者が第一義的責任を有するものであり，子供が安心できる家庭環境づくりが大切である。一方，近年の家庭環境の多様化に伴い，子育てについての不安や孤立を感じる家庭や，子供の社会性や自立心，基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど，家庭教育を行う上での課題も指摘されており，地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められている。このため，学校や，子育て経験者をはじめとした地域人材など，地域の多様な主体が連携協力して，親子の育ちを応援することや，大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要である。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標（2）豊かな心の育成

p. 50

○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

- ・多世代交流や異年齢交流の活動を重視した学習指導要領の着実な実施を図るとともに様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成するよう幼児期からの教育の質の向上に取り組む。
- ・乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感の育成に向けた家庭教育支援に取り組むとともに子供たちが達成感や成功体験を得たり課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう様々な体験活動の充実を図る。
- ・様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことのできる居場所づくりを推進する。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標（6）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

p. 60

多様化する家庭環境に対し地域全体で家庭教育を支える。また地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進めこれからの時代に必要な力や地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

○家庭の教育力の向上

- ・関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関・関係者の間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ・家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実を図るとともに、必要となる個人情報や円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化する。
- ・大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう、学校休業日の分散化、有給休暇取得の促進、多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する。

#### 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

##### 目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

p. 76

###### ○地域の教育資源の活用

- ・ 経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難である等、学習が遅れがちな中学生・高校生等に対して、地域住民等の協力等による学習支援の全国的な推進を図る。
- ・ 社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進し、成果の普及を図る。